

## 国立大学法人佐賀大学学長選考規則施行細則

(平成17年4月7日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人佐賀大学学長選考規則(以下「規則」という。)第18条の規定に基づき、学長候補者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学長選考手続管理委員会)

第2条 規則第8条の規定に基づき設置された学長選考手続管理委員会(以下「選考手続管理委員会」という。)は、各学部及び事務局から選出された各3人の委員をもって組織する。

2 委員が規則第7条第2項の第一次学長候補適任者となったときは、委員の資格を失うものとする。この場合、当該委員を選出した学部又は事務局から後任の委員を補充しなければならない。

第3条 選考手続管理委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選考手続管理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第4条 選考手続管理委員会は、各学部及び事務局の委員各1人が出席し、かつ、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(業務)

第5条 選考手続管理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 意向調査の告示に関すること。

(2) 意向調査の国立大学法人佐賀大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)への報告及び公表に関すること。

(3) 第一次学長候補適任者に関する略歴、所信及び推薦理由等を記載した学長選考公報の作成並びに配布に関すること。

(4) 意向調査投票資格者名簿の作成に関すること。

(5) 第一次学長候補適任者の所信表明演説会に関すること。

(6) 投票用紙及び入場券の作成及び配布に関すること。

(7) 不在者投票の実施に関すること。

(8) 開票及び投票の効力の判定に関すること。

(9) その他意向調査の管理に関すること。

2 委員会の事務は、総務部総務課において行う。

(学長候補者の選考に関する公示)

第6条 規則第5条に規定する公示の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学長候補者の選考を行う理由

(2) 学長候補者の資質要件

(3) 学長候補適任者を推薦する推薦者の資格

(4) 書類の提出日時及び場所

(5) 選考方法及び日程

(学長候補適任者の推薦)

第7条 規則第6条の規定により推薦しようとする者は、様式第1号に定める学長候補適任者推薦届出書、推薦書、履歴書、業績概要及び所信表明書並びに様式第2号に定める応諾書を作成の上、学長選考会議に対し、定められた期限内に提出するものとする。

2 前項の学長候補適任者推薦届出書には、学長候補適任者の氏名等を学内で閲覧に供されるとともに公表されることを了解する旨の誓約を含むものとする。

3 推薦代表者は、規則第6条第2項により推薦者が欠けた場合は、第1項の期限内に、推薦者を補充することができるものとする。

(被推薦者の公表)

第8条 規則第6条の規定に基づき推薦された被推薦者は、人数のみ公表するものとし、規則第7条第2項の規定による第一次学長候補適任者の公表と併せて行う。

(意向調査の告示)

第9条 規則第9条の規定に基づく告示は、各意向調査の投票日の14日前までに行うものとし、併せて投票資格者に通知する。

2 第一次意向調査については、次の各号に掲げる事項を通知するとともに、第4号及び第5号に掲げる事項を除き告示する。

(1) 第一次意向調査の投票日時、場所及び方法

(2) 第一次学長候補適任者の氏名及び所属

(3) 第一次学長候補適任者の所信表明演説会の日時及び場所

(4) 第一次学長候補適任者の所信表明書

(5) 第一次学長候補適任者の略歴等を投票資格者の閲覧に供する場所及び日時

3 第二次意向調査については、次の各号に掲げる事項を通知するとともに、第3号に掲げる事項を除き告示する。

(1) 第二次意向調査の投票日時、場所及び方法

(2) 第二次学長候補適任者の氏名及び所属

(3) 第二次学長候補適任者の略歴等を投票資格者の閲覧に供する場所及び日時

(意向調査投票資格者名簿の縦覧)

第10条 選考手続管理委員会は、各意向調査投票資格者名簿を作成し、各意向調査の告示の日から当該意向調査投票日の前日まで所定の場所に備え置き、当該意向調査投票資格者の縦覧に供するものとする。

(学長候補適任者の略歴等の閲覧)

第11条 選考手続管理委員会は、第一次学長候補適任者の略歴その他必要な事項が記載された書面を所定の場所に備え置き、投票資格者の閲覧に供するものとする。

2 選考手続管理委員会は、第二次学長候補適任者が決定した場合には、前項に準じて投票資格者の閲覧に供するものとする。

(入場券の交付及び提出)

第12条 選考手続管理委員会は、第一次意向調査の5日前までに投票資格者に投票入場券(様式第3号)を交付するものとする。

2 投票資格者は、前項の投票入場券を第一次意向調査の当日投票所に持参し、受付に提出しなければならない。

3 第二次意向調査の実施に際しては、前2項に準じて取り扱うものとする。

(投票及び投票用紙)

第13条 投票資格者は、投票所において交付する投票用紙(様式第4号)により投票するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第14条 選考手続管理委員会は、投票時間が終了したときは、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票することができない。

(不在者投票)

第15条 規則第11条第1項及び第12条第1項に規定する不在者投票は、次の各号に掲げる事由に該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 出張のため、勤務場所を離れ、当日投票することができないとき。

(2) 学長の許可を受け、勤務場所を離れて研修を行うため、当日投票することができないとき。

2 前項の規定に該当し、不在者投票を行う者は、あらかじめ不在者投票申出書(様式第5号)を選考手続管理委員会に提出の上、承認を得るものとする。

3 前項の規定により承認を得た者は、投票所において交付する投票用紙により投票するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、不在者投票の期間において、第1項各号の理由により投票できない投票資格者については、投票用紙を郵送で選考手続管理委員会に提出することにより投票をすることができる。

5 選考手続管理委員会は、投票資格者の名簿に不在者投票の旨を明記する。

(開票)

第16条 開票は、選考手続管理委員会が行い、非公開とする。

2 前項の開票は、投票終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第17条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 所定の記載方法によらないもの

(3) 記載内容が判定できないもの

(4) 氏名のほか他事記載のもの(住所、所属機関、職名、敬称の類は、この限りでない。)

(5) 白票

(投票の集計等)

第18条 選考手続管理委員会は、投票総数を集計し、投票人総数と照合しなければならない。

2 選考手続管理委員会は、投票用紙を点検し、意向調査実施結果報告書(様式第6号)を第一次意向調査及び第二次意向調査の都度作成し、学長選考会議に報告しなければならない。

(学長候補者の決定)

第19条 学長選考会議は、規則第13条の規定に基づき、学長候補者を決定しようとするときは、第三次学長候補適任者について面接を行うものとする。

(細則の解釈)

第20条 この細則の解釈について疑義が生じたときは、学長選考会議が決定する。

附 則

この細則は、平成17年4月7日から施行する。

附 則(平成20年12月12日改正)

この細則は、平成20年12月12日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

(その1)

学長候補適任者推薦届出書

国立大学法人佐賀大学学長選考会議議長 様

私は、本人の承諾を得て、下記の者を国立大学法人佐賀大学学長候補適任者として、関係書類を添えて推薦します。

記

(被推薦者) 氏 名

年 月 日

推薦代表者 氏 名  
所 属  
電話番号

印

被推薦者は、被推薦者が学長候補適任者に選考されたときは、その氏名等が公表され、かつ、その略歴その他必要な事項が選挙資格者の閲覧に供されることを了解します。

(その2)

推 薦 書

推 薦 者

氏 名

印

氏 名

印

所 属

所 属

氏 名

印

氏 名

印

所 属

所 属

氏 名

印

氏 名

印

所 属

所 属

氏 名

印

氏 名

印

所 属

所 属

氏 名

印

氏 名

印

所 属

所 属

国立大学法人佐賀大学学長候補適任者として、下記の者を推薦いたします。

被推薦者 氏 名

(推薦理由)

(注) 1 用紙は、日本工業規格A4縦型とし、推薦理由を800字以内で作成してください。

2 この様式の内容は、選考過程において、意向調査投票資格者に閲覧されます。

(その3)

履 歴 書				
氏 名		男・女	生年月日	(満才)
現住所				
学歴				
職歴				
資格				
著書・論文等				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名			印	

- (注) 1 用紙は、日本工業規格A4縦型とし、履歴を2枚以内で作成してください。  
2 この様式の内容は、選考過程において、意向調査投票資格者に閲覧されます。

(その4)

<p>業 績 概 要</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>(概要)</p>
--

- (注) 1 用紙は、日本工業規格A4縦型とし、自己の業績に関する概要を2枚以内で作成してください。
- 2 この様式の内容は、選考過程において、意向調査投票資格者に閲覧されます。



(その5)

<p>所 信 表 明 書</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>(所信)</p>
--

- (注) 1 用紙は、日本工業規格A4縦型とし、1800字以内で作成してください。
- 2 この様式の内容は、選考過程において、本学内を対象としたホームページサイト上で公表されます。

様式第2号(第7条関係)

応 諾 書

平成 年 月 日

国立大学法人佐賀大学学長選考会議 殿

氏 名

印

国立大学法人佐賀大学学長選考規則第6条の規定により、学長候補適任者として、推薦されることに同意します。

様式第3号(第12条関係)

名簿番号

国立大学法人佐賀大学学長候補適任者選考意向調査入場券

国立大学法人  
佐賀大学  
印

所 属  
氏 名

投票日時	年 月 日 時から 時まで
投票場所	

注意

- 1 当日は、必ずこの券を持参し、受付に提出してください。
- 2 投票用紙は、当日投票所において交付します。

様式第4号(第13条関係)

国立大学法人佐賀大学学長候補適任者選考意向調査投票用紙

記号欄	候補者氏名(五十音順)

投票上の注意

- 一 候補者として適任であると思う者一人について、記号欄に の記号を記載すること。
- 二 次に掲げるものは、無効とする。
  - イ 無記載のもの
  - ロ 複数の者について の記号を記載したもの
  - ハ の記号以外で記載したもの

国立大学法人  
佐賀大学  
印

様式第5号(第15条第2項関係)

不在者投票申出書

年 月 日

学長選考手続管理委員会委員長 様

所 属  
氏 名

印

下記の理由により、不在者投票を申し出ます。

記

(理 由)

委員長承認	投票用紙交付	投票受付
月 日	月 日	月 日

佐賀大学意向調査実施結果報告書

月 日の意向調査の実施結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 意向調査投票資格者 名
- 2 投票者数 名(うち不在者投票者数 名)
- 3 投票開始及び終了 時 分から 時 分まで
- 4 開票開始及び終了 時 分から 時 分まで
- 5 投票総数 票

有効投票	票
無効投票	票

6 得票結果

候補適任者氏名	得票数	備考

年 月 日

学長選考手続管理委員会委員長

印